

雲出川水系河川整備計画 (骨子(案))

河川整備計画に定める事項

条文

河川整備計画(骨子(案))

政令第10条の3
一 河川整備計画の目標に関する事項

整備計画の対象区間(案)
整備計画の対象期間(案)
河川整備計画の目標(案)
治水、水利用・流水管理、環境

政令第10条の3
二 河川の整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所
並びに当該河川工事の施行により設置
される河川管理施設の機能の概要

主な整備メニュー(案)
治水、水利用・流水管理、環境

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

主な整備メニュー(案)
維持管理

	河川整備基本方針	河川整備計画
定める 事項	<p>河川の整備についての基本となるべき方針 (法第16条)</p>	<p>河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について当該河川の整備に関する計画 (法第16条の2)</p>
	<p>○河川の総合的な保全と利用に関する基本方針</p> <p>○河川の整備の基本となるべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本高水並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分 ・計画高水流量 ・計画高水位及び計画横断形に係る川幅 ・流水の正常な機能を維持するため必要な流量 <p>(政令第10条の2)</p>	<p>○河川整備計画の目標</p> <p>○河川の整備の実施に関する事項 (政令第10条の2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要 ・河川の維持の目的、種類及び施行の場所 <p>(政令第10条の3)</p>
計画策定 の 手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・社会資本整備審議会の意見を聴く ・河川整備基本方針検討小委員会の審議H18.9了 ・社会資本整備審議会河川分科会 H18.11了 (法第16条) 	<ul style="list-style-type: none"> ・学識経験を有する者の意見を聴く ・関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる ・関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴く (法第16条の2)

河川整備計画構成(案)

第1章 流域及び河川の現状と課題

第1節 流域及び河川の概要と取り組みの沿革

項 ■流域及び河川の概要 ■治水の沿革 ■利水の沿革 ■河川環境の沿革

第2節 河川整備の現状と課題

項 ■洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題 ■河川水の適正な利用及び流水の正常な機能に関する現状と課題 ■河川環境の現状と課題 ■河川維持管理の現状と課題 ■新しい課題

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

第1節 整備計画対象区間

第2節 整備計画対象期間

第3節 河川整備計画の目標

項 ■洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標 ■河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標 ■河川環境の整備と保全に関する目標

第3章 河川の整備の実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

項 ■洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ■河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ■河川環境の整備と保全に関する事項

第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

項 ■洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 ■河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 ■河川環境の維持に関する事項

第2章 河川整備計画の目標に関する事項

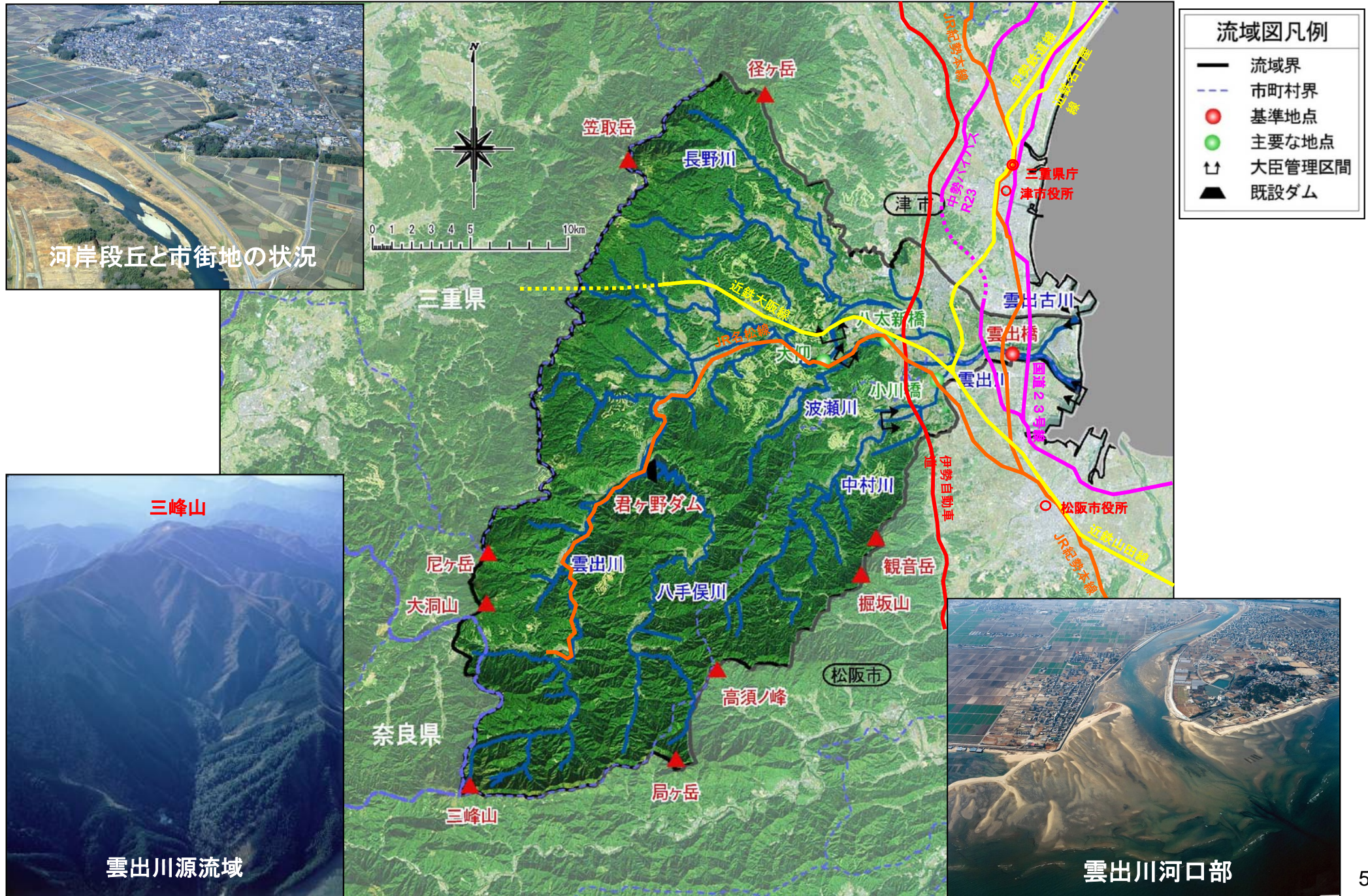
第1節【計画対象区間(案)】

指定区間外区間(大臣管理区間)並びに本計画の目標の達成に必要な施策を講じる必要がある指定区間及び流域とする。

第2節【計画対象期間(案)】

河川整備の当面の目標となる計画対象期間は概ね30年間とする。

雲出川流域図



第3節 河川整備計画の目標

治水の目標(案)

現況施設能力 河道※¹で 約1,500m³/s (約16.0k) (無堤部(霞堤)を除く)
 ダム※²で 約 300m³/s (基準地点(雲出橋) : 約4.0k)

※1 HWL(計画高水位)評価による流下能力

※2 戦後最大規模相当(S57.8)の洪水における調節量

考えられる選択肢〔目標流量〕

1. 現状のまま【河道約1,500m³/s+ダム約300m³/s】
 - 1-1 河道もダムも整備しない。
(戦後最大規模相当洪水(昭和57年8月)【約5,400m³/s・ダム・はん濫戻し流量】が流下すると全川的に家屋浸水被害が発生する。)
2. 戦後最大規模相当洪水(昭和57年8月)【雲出橋地点5,400m³/s】を対象とした整備をする。
 - 2-1 河道整備を行う。
 - 2-2 河道整備を行うとともに、君ヶ野ダムを有効活用をする。
 - 2-3 河道整備を行うとともに、流域の遊水機能を活かした整備をする。【複数案】
3. 基本方針流量【雲出橋地点8,000m³/s】を対象とした整備をする。
 - 3-1 2.に加え、さらなる河道整備と新たな施設を整備する。

現時点での河川管理者の選択(案)

- ・ 雲出川の社会経済上の重要性、財政の制約、治水事業の早期かつ広範囲な効果発現、計画規模を上回る洪水への対応など、現在の技術レベルでの環境負荷の大小等を勘案し選択する。

第3節 河川整備計画の目標

治水の目標(案)【高潮対策】

- 雲出川高潮区間：雲出川 河口部～1.4k区間、雲出古川 河口部～1.2k区間
- 甚大な被害をもたらした伊勢湾台風が満潮時に来襲した場合に甚大な被害が発生する恐れがある。
- また、高潮区間では大規模地震の直後に堤防の液状化により、高潮や津波での二次被害が発生する恐れがある。

考えられる項目

1. 現状のまま
2. 満潮時に伊勢湾台風規模の高潮の再来を対象とした整備をする。
3. 2に加え、大規模地震に対応した整備をする。

現時点での河川管理者の選択(案)

- ・雲出川の高潮区間における社会経済上の重要性、発生が危惧される東南海・南海地震等を勘案し、選択する。

第3節 河川整備計画の目標

治水の目標(案)【危機管理対策】

- 雲出川水系では、計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上で施設能力以上の洪水が発生した場合に甚大な被害が発生する恐れがある。
- 大規模地震の直後に津波・洪水・高潮に見舞われた場合にも甚大な被害が発生する恐れがある。

考えられる項目

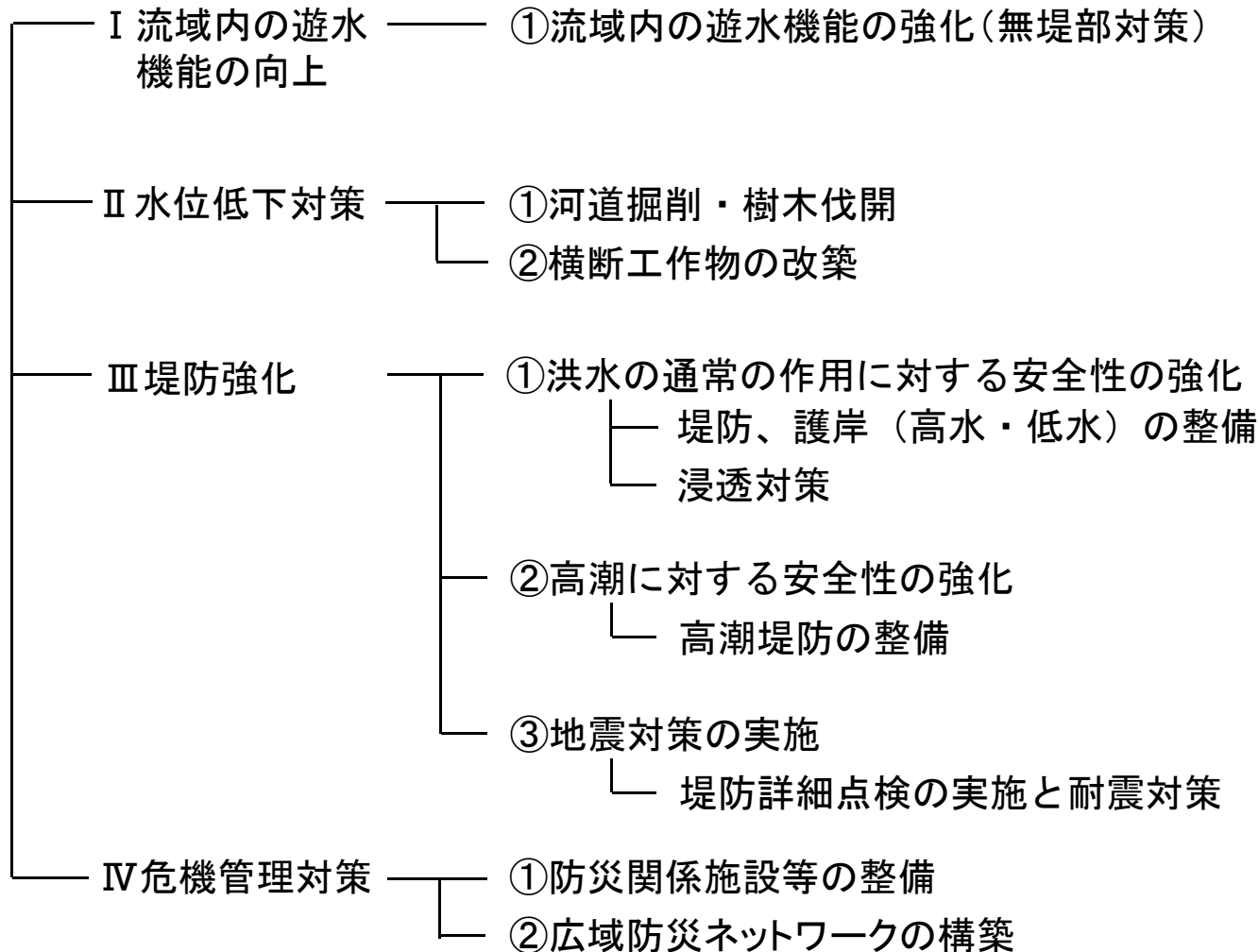
1. 超過洪水と整備途上での施設能力以上の洪水の発生を想定した危機管理対策を推進
2. 大規模地震を想定した危機管理対策を推進
3. 迅速な復旧までを想定した危機管理対策を推進

現時点での河川管理者の選択(案)

- ・計画規模を上回る洪水が発生した場合や、整備途上で施設能力以上の洪水が発生した場合、また、大規模地震の直後に津波・洪水・高潮に見舞われた場合に、その被害を軽減について勘案し選択。

治水の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)



水利用・流水管理の目標(案)

実績の渇水流量(舞出地点)

1/10規模の渇水時の流量 約 $0.09\text{m}^3/\text{s}$ (S63~H23)

目標とする正常流量(舞出地点)

10月1日~11月20日: 概ね $2.5\text{m}^3/\text{s}$ 11月21日~9月30日: 概ね $1.0\text{m}^3/\text{s}$

考えられる項目

1. 現状のまま
 - 1-1 何もしない [約 $0.09\text{m}^3/\text{s}$]
2. 正常流量の一部を回復するよう努める
 - 2-1 水利用の合理化を推進する [約 $0.09\text{m}^3/\text{s} + \alpha$]
 - 2-2 既存施設の有効利用を推進する [約 $0.09\text{m}^3/\text{s} + \alpha$]
3. 正常流量の回復
 - 3-1 新たな施設を計画し整備する [約 $2.5\text{m}^3/\text{s}$]

現時点での河川管理者の選択(案)

- ・雲出川における水利用実態等を考慮し、景観や動植物の生息・生育など河川本来の水環境の保全等を勘案し選択。

水利用・流水管理の主なメニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)

I 河川水の適正な利用及び
流水の正常な機能の維持

①水利用の合理化

②既存施設の有効活用

II 渇水時における対策の推進

情報提供・渇水調整協議会による渇水対策

環境の目標(案)

流域の人々と雲出川との関わりを考慮しつつ、雲出川の流が生み出した良好な自然環境と河川景観を保全し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努める。

河川環境の目標を定め、地域住民や関係機関と連携しながら地域づくりにも資する川づくりを推進する。

考えられる項目

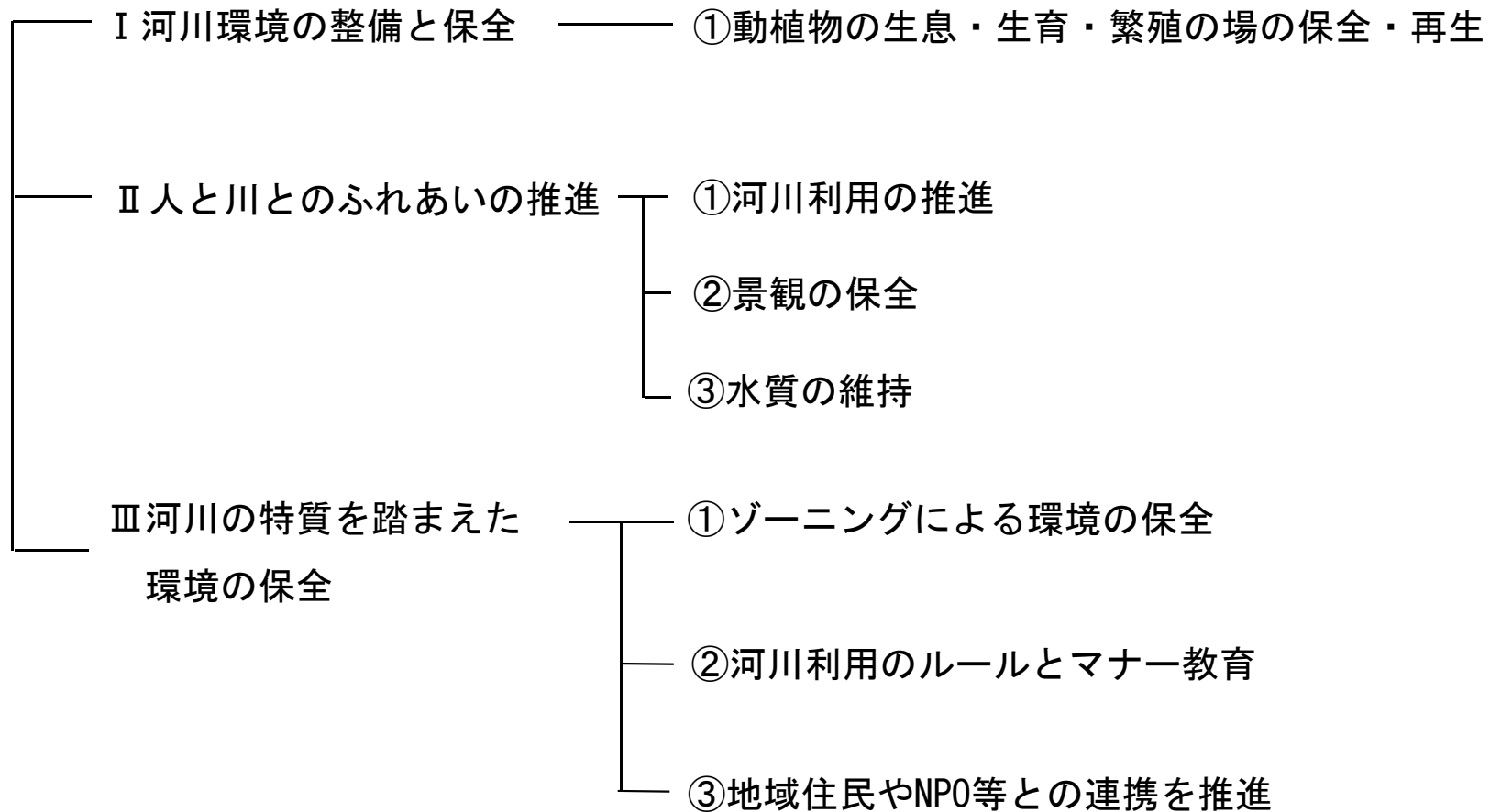
1. 治水整備内容に基づく河道のままとする。
2. 治水整備内容に基づく河道に対し、良好な環境の保全に努める。
3. 2に加え、関係機関との調整により、周辺環境と一体となった良好な環境の確保に努める。

現時点での河川管理者の選択(案)

治水との整合を図りつつ、良好な動植物の生息・生育環境の保全、人と河川との豊かなふれあいの確保、良好な景観の維持・形成、良好な水質の維持などを勘案し選択。

環境の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)



維持管理の主な整備メニュー(案)

河川の整備の実施に関する事項(政令第10条の3、二)

I. 堤防の維持管理

- ① 堤防の維持管理
- ② 堤防除草

II. 樋門等の維持管理

- ① 樋門等の維持管理
- ② 老朽化に伴う施設更新

III. 河道の維持管理

- ① 河床・河岸の維持管理
- ② 樹木の維持管理

IV. 河川維持管理機器等の維持管理

- ① 光ケーブル・河川監視用カメラの維持管理
- ② 危機管理施設及び資材の管理

V. 許可工作物の適正な維持管理

VI. 流下物の処理

VII. 危機管理対策

- ① 洪水時等の管理
- ② 水防等に関する連携・支援
- ③ 河川情報システムの整備
- ④ 水質事故対策
- ⑤ 地震・津波への対応

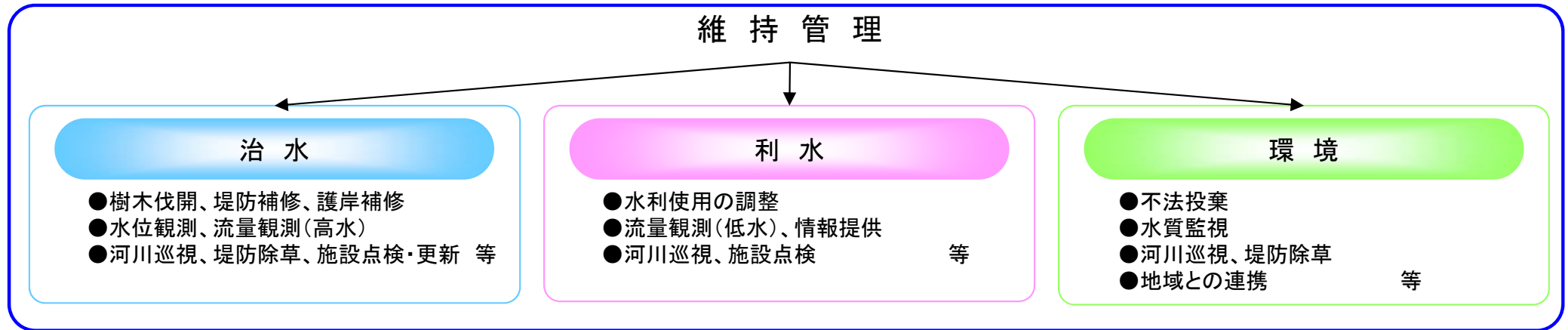
VIII. 河川水の適正な利用及び流水の正常な機能の維持

- ① 適正な流水管理や水利用

IX. 河川環境の維持

- ① 河川の清潔の維持
 - 不法投棄対策
 - 水質の保全
- ② 地域と連携した取り組み
 - 河川愛護団体等との連携
 - 河川利用・水面利用の適正化

維持管理の考え方(案)



- 維持管理の実施にあたっては、雲出川の河川特性を十分に踏まえ、概ね5年間を対象に「雲出川河川維持管理計画」を作成し、適切に維持管理を行う。
- 平常時より河川や河川管理施設について継続的に調査・点検等を行い、状況を把握し、年度ごとに実施内容や点検頻度を定め、計画的な河川管理施設の修繕等を行う。
- 河川の状態変化の監視や点検結果などを元に河川の状態を評価し、維持管理計画を見直し、サイクル型維持管理を継続して行う。

サイクル型維持管理のイメージ

